

設備・備品等一覧表

	設備・備品等の名称 (該当するチェックボックスにレ印をつける。複数チェック可)	確認結果 (○をつける)	「一部」又は「否」の場合、理由や今後の対応策を記載
1	カーテン等の布類 カーテン等の布類は防災となっている (防災の場合は防災マーク有り) <input type="checkbox"/> カーテン、 <input type="checkbox"/> 布類(棚の荷物を隠すために設置している場合を含む)	可(全部・一部) (否)	
2	手洗い場 衛生上の観点から、手洗い・うがいをする設備、トイレ後の手洗いをする設備、コップ等を洗う設備を別に確保している <input checked="" type="checkbox"/> 手洗い・うがいをする設備、 <input checked="" type="checkbox"/> トイレ後の手洗いをする設備、 <input checked="" type="checkbox"/> コップ等を洗う設備、 <input checked="" type="checkbox"/> その他(使用方法: 衛生上の観点からタオルを共用で使用していない <input checked="" type="checkbox"/> ペーパータオル使用、 <input type="checkbox"/> タオル持参、 <input type="checkbox"/> その他(使用方法: 各家具・棚等には転倒防止措置を講じている <input type="checkbox"/> L字固定、 <input checked="" type="checkbox"/> 突っ張り棒、 <input checked="" type="checkbox"/> 壁固定 <input type="checkbox"/> その他(使用方法: 蛍光灯は飛散防止対策を講じている <input checked="" type="checkbox"/> 蛍光灯カバー、 <input type="checkbox"/> 飛散防止フィルム、 <input type="checkbox"/> 飛散防止蛍光灯 <input type="checkbox"/> LED電球、 <input type="checkbox"/> その他(使用方法: 使用しないコンセントには、感電防止対策を講じている。 <input type="checkbox"/> シャッター付きコンセント、 <input checked="" type="checkbox"/> コンセントカバー、 <input type="checkbox"/> その他 掲示物等に、画鋏や小さなマグネット等(児童が口に入れ誤飲する恐れのあるもの)を使用していない 正面玄関・裏口・勝手口等の出入口など、児童の飛び出しが懸念される場所については、飛び出し防止措置を講じている <対応> <input checked="" type="checkbox"/> 二重ロック、 <input type="checkbox"/> ペビーゲート設置 <input checked="" type="checkbox"/> その他(使用方法:正面玄関は両面シリンダー錠) 指導訓練室等が2階の場合や、児童の飛び出しが懸念される場所については、窓の二重ロック対策をしている 戸棚の収納物が落下しないよう、鏡扉などは落下防止措置を講じている <input checked="" type="checkbox"/> チャイルドロック、 <input type="checkbox"/> その他(使用方法: 戸棚の上などに落下の危険がある荷物等を置いている場合は、落下防止措置を講じている	可(全部・一部)、否	カーテンがない為、対応不要
3	各家具	可(全部・一部)、否	
4	蛍光灯	可(全部・一部)、否	
5	コンセント	可(全部・一部)、否	
6	掲示物	可(全部・一部)、否	
7	出入口	可(全部・一部)、否	
8	窓	可(全部・一部)、否	
9	戸棚の収納物	可(全部・一部)、否	
10	戸棚の上など	可(全部・一部)、否	

(参考様式3)

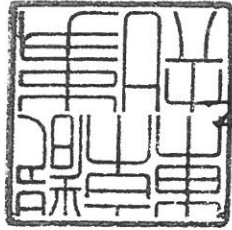
管理者経歴書

事業所の名称		脳を育てる運動療育センター ピースイール中神教室	
フリガナ	タカイズミ イズミ	氏名	高泉 いずみ
住所	(郵便番号 196-0021) 東京都昭島市武蔵野二丁目22番地26号エアリアハウス302	電話番号	090-9676-0136
主な職歴等			
年月～年月	勤務先等	職務内容	
平成17年4月	社会福祉法人多摩養育園光明七保育園入職	乳幼児の保育	
平成22年4月	社会福祉法人多摩養育園西八王子市立長寿南保育園へ異動	乳幼児の保育	
平成25年3月	一身上の都合により退職		
平成25年4月	武蔵村山正徳会つむぎ保育園入職	乳幼児の保育	
平成26年3月	一身上の都合により退職		
平成26年6月	社会福祉法人愛光学園愛光保育園へ派遣社員として入職	乳幼児の保育	
平成27年1月	社会福祉法人愛光学園愛光保育園へ非常勤職員として登録	乳幼児の保育	
平成29年3月	一身上の都合により退職		
平成29年7月	ピースイール中神教室入社	保育士	
平成30年2月	ピースイール中神教室入社	保育士	
平成30年2月	ピースイール中神教室へ異動	保育士	
令和2年9月	ピースイール中神教室入社	保育士	
令和3年4月～現在	ピースイール中神教室入社	管理者兼 児童発達支援管理責任者	
職務に関連する資格			
資格の種類	普通自動車第一運転免許 (AT限定)	資格取得年月日	平成17年3月
備考 (研修等の受講の状況等)			
平成29年度第2回東京都相談支援従事者初任者研修「2日課程」修了 平成29年1月16日 第29-20736号 第17-児397号 児童発達支援管理責任者研修 修了 平成30年2月8日 令和元年度東京都サードピア管理責任者更新研修及び児童発達支援管理責任者更新研修 修了 第2019-D-00719号 令和元年8月8日			
備考 1 住所・電話番号は、自宅のものを記載してください。			
備考 2 当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記載してください。			

(参考様式3)

児童発達支援管理責任者経歴書

事業所の名称		脳を育てる運動療育センター ピースマイル中神教室	
フリガナ	氏名	生年月日	昭和59年 4月 1日
タカイズミ イズミ	高泉 いずみ		
住所	(郵便番号 196-0021) 東京都昭島市武蔵野二丁目22番地26号エフイーハーウス302	電話番号	090-9676-0136
主な職歴等			
年月～年月	勤務先等	職務内容	
平成17年4月	多摩養育園光明第七保育園入職 社会福祉法人	乳幼児の保育	
平成22年4月	社会福祉法人多摩養育園 西八王子市立長房南保育園へ異動	乳幼児の保育	
平成25年3月	一身上の都合により退職		
平成25年4月	武蔵村山正徳会つむぎ保育園入職	乳幼児の保育	
平成26年3月	一身上の都合により退職		
平成26年6月	社会福祉法人愛光学舎愛光保育園へ 派遣社員として入職	乳幼児の保育	
平成27年1月	社会福祉法人愛光学舎愛光保育園へ 非常勤職員として登録	乳幼児の保育	
平成29年3月	一身上の都合により退職		
平成29年7月	きずな株式会社 ピースマイル中神教室入職	保育士	
平成30年2月	きずな株式会社 こどもプラス多摩平教室へ異動	児童発達支援管理責任者	
令和2年9月	きずな株式会社 ピースマイル中神教室へ異動	保育士	
令和3年4月～現在	きずな株式会社 ピースマイル中神教室	管理者兼 児童発達支援管理責任者	
職務に関連する資格			
資格の種類	保育士免許 普通自動車第一運転免許 (AT限定)	資格取得年月日	平成17年3月 平成17年3月
備考 (研修等の受講の状況等)			
平成29年度第2回東京都相談支援従事者初任者研修「2日課程」修了 第29-20736号 平成30年1月16日 神奈川県 児童発達支援管理責任者研修 修了 第17-児397号 平成30年2月8日 令和元年度東京都サービスマネジメント管理責任者更新研修及び児童発達支援管理責任者更新研修 修了 第2019-D-00719号 令和元年8月8日			
備考1 住所・電話番号は、自宅のものを記載してください。			
備考2 当該管理者が管理する事業所が複数の場合は、「事業所の名称」欄を適宜拡張して、その全てを記載してください。			



小池 百合子

東京都知事

令和元年8月8日

次に更新研修を修了すべき期日 令和7年3月31日
(受講対象期間 令和2年度から令和6年度まで)

研修名 令和元年度東京都サービス管理責任者更新研修及び
児童発達支援管理責任者更新研修

修了したことを証します。

あなたは、厚生労働省の定める下記の研修を

生年月日 昭和59年4月1日

氏名 高泉 いずみ

修了証書

第2019-D-00719号

修了証書

氏名 高泉いずみ

生年月日 昭和59年4月1日生

あなたは、厚生労働省が定めるところにより当該研修

事業者が神奈川県知事の指定を受けて行う児童発達支援

管理責任者研修を修了したことを証します。

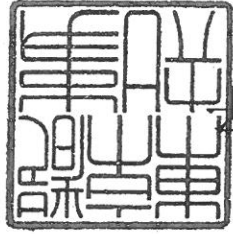
平成30年2月8日

特定非営利活動法人

かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク

理事長 富岡 貴





小池百合子

東京都知事

平成30年1月16日

研修名
平成29年度第2回東京都相談支援従事者初任者研修
「2日課程」

リキュラムを修了したことを証します。

あなたは、厚生労働省の定める下記の標準力

生年月日 昭和59年4月1日

氏名 高泉 いずみ

受講証明書

第29-20739号



放課後等フイサービス・児童発達支援事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社が開設する「脳を育てる運動療育センター フイサービス 中神教室」(以下「事業所」という。)が行う指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理 運営に関する事項を定め、事業所の指導員、保育士等(以下「従業者」という。)が、障害児に対し、適正な指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業の提供に当たっては、障害児が日常生活における基本動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 従業者は、指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその支援を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやまいように説明を行う。

3 指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業の提供に当たっては、指導技術の進歩に対応し、適切な指導技術をもってサービスの提供を行う。

4 常に障害児の心身の状況を的確に把握するとともに、必要に応じ、当該障害児の心身の特性に応じた指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業の提供ができる体制を整える。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一名 称 脳を育てる運動療育センター フイサービス 中神教室

二 所在地 東京都昭島市朝日町一丁目4番3号 SKビル2FB

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二 児童発達支援管理責任者 1名(管理者と兼務可能)

児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成の業務のほか、事業所に対する指定放課後等フイサービス、児童発達支援事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 児童指導員(保育士含)

2名以上

個別支援計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

平日	学校休業日
----	-------

(利用にあたっての留意事項)

第9条 通常の事業の実施地域は、昭島市、立川市とする。

(通常の事業の実施地域)

る。

- 4 事業所は第2項の費用にかかるとするサービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得るものとする。
- 3 前2項の費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付することとする。

提供するサービス	費用
おやつ代	一日100円
創作活動にかかるとする材料費の美費	美費
事業所外活動に関する費用の美費	美費
GPS見守り機器	一日80円

2 前項のほか、次に掲げる費用については利用者から徴収する。

額とする。ただし、各区市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

9条 指定放課後等サービス、児童発達支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額によるものとし、当該指定放課後等サービス、児童発達支援事業が法定代理受領サービスであるときは、通所給付決定保護者の家計の負担能力等をしり酌して児童福祉法施行令において定める額とする。

(通所給付決定保護者から受領する費用)

- 一 個別支援計画の作成
- 二 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援

第8条 事業の内容は次のとおりとする。

(指定放課後等サービス、児童発達支援事業の内容)

以外の障害児とする。

第7条 指定児童発達支援及び指定放課後等サービスを提供する主たる対象者は、重症心身障害(主たる対象者)

第6条 利用定員は10名とする。

(利用定員)

営業日	月～金	9:00～16:30	9:00～16:30	9:00～16:30
(12/29～1/3を除く)	土、	13:00～18:00	9:00～16:30	9:00～16:30
営業時間	(サービス提供時間)	※送迎時間を除く	(13:00～18:00)	(9:00～16:30)
(利用者の長期休暇)	休日・祝日			

第11条 利用者が指定放課後等フリースペース、児童発達支援事業の提供を受ける際、利用者側が留意すべき事項を記載する。

- ① 室内の機器利用に当たっては、従業者の指示に従う事。
- ② フリースペースの利用当日に、児童の体調不良等の理由で予定されていたフリースペースの実施ができない場合は、フリースペース内容の変更等の措置を講ずること。
- ③ 訓練室、設備等の利用に際し、利用者の過失による破損が生じた場合は賠償していただく事がある事。
- ④ 他の利用者に損害を与えた場合は、賠償していただく事がある事。
- ⑤ 貴重品の管理は利用者の方の責任において管理していただく事。事業所が一切責任を負わない事。
- ⑥ フリースペースの中止は、必ず、事前に連絡していただく事。
- ⑦ フリースペースの利用を中止する場合は、中止日の3日前までに連絡をいただく事。
- ⑧ フリースペース提供時間を遵守していただく事。
- ⑨ ほかに利用者に対し政治活動、布教活動、販売活動等を行わない事。

(緊急時等における対応方法)

第12条 従業者等は、指定放課後等フリースペース、児童発達支援事業を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携を努める。

(虐待の防止のための措置)

第14条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

一 虐待防止に関する責任者の設置

二 苦情解決体制の整備

三 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施

四 虐待防止対策検討委員会の定期的な開催

(感染症等の予防及びまん延の防止)

第15条 事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

一 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的に実施する。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、指定児童発達支援及び指定放課後等フリースペースの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
1 身体拘束等の適正化のための対策検討委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
2 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
3 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(適切な職場環境維持)

第17条 事業者は、適切な指定児童発達支援及び指定放課後等サービス等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営についての重要事項)

第18条 事業所は、従業員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後2カ月以内
2 継続研修 年1回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3 従業員であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなつた後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はきずな株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年7月1日に改定し施行する。
この規程は、令和2年1月1日に改定し施行する。
この規程は、令和2年8月16日に改定し施行する。
この規程は、令和3年4月1日に改定し施行する。
この規程は、令和3年11月1日に改定し施行する。

(参考様式6)

利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名 脳を育てる運動療育センター ピースマイル 中神教室	申請するサービス種類 放課後等サービス/児童発達支援
---------------------------------------	-------------------------------

<p>1 利用者(入所者)又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者</p> <p>① 窓口設置場所 住 所:東京都昭島市朝日町一丁目4番3号2階B</p> <p>事業所名:脳を育てる運動療育センター ピースマイル 中神教室 電話番号:042-519-1215</p> <p>② 窓口開設時間 午前11時00分から午後8時00分(月～金) 午前8時30分から午後5時30分(土、祝日、学校休業日) (但し、12/29日～1/3日及び日曜日を除く)</p> <p>③ 対応者職氏名 役職名:管理者兼児童発達支援管理責任者 氏名:高泉 いずみ</p> <p>④ その他 事業の休業日及び窓口開設時間外は、留守番電話後、翌営業日に対応する。</p> <p>2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順</p> <p>(1)相談及び苦情の対応 相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。 管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。</p> <p>(2)確認事項 相談対応者は以下の事項について確認を行う。 ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名 ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間 ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合) ④ 具体的な苦情・相談内容 ⑤ その他参考となる事項</p> <p>(3)相談及び苦情処理回答期限の説明 相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。</p> <p>(4)相談及び苦情処理 概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。 ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。 ・サービスを提供した者からの概況説明 ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討 ・文書による回答案の検討</p> <p>② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で文書を渡す。 ③ 市町村や東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会事務局から指導又は助 受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。 ④ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。</p>	<p>備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。</p>
--	---

(参考様式6)

利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	脳を育てる運動療育センター ピースマイル 中神教室
申請するサービス種類	放課後等デイサービス/児童発達支援

措置の概要

3 その他参考事項

サービス提供に当たり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として以後のサービスの向上に努めることとする。

また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員健康管理にも十分配慮する。

その他の苦情相談窓口

昭島市役所福祉保健部 所在地 東京都昭島市中町一丁目17番1号
 障害福祉課障害福祉係 電話番号 042-544-5111
 受付時間 午前8時30分～午後5時15分
 (土・日・祝日、年末年始は休業)

立川市役所福祉保健部 所在地 東京都立川市泉町1156-1
 障害福祉課 電話番号 042-523-2111
 受付時間 午前8時30分～午後5時
 (土・日・祝日、年末年始は休業)

瑞穂町役場福祉部 所在地 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
 福祉課障がい係 電話番号 042-557-0574
 受付時間 午前8:30～午後5:00
 (土・日・祝日、年末年始は休業)

東京都社会福祉協議会 所在地 東京都千代田区神田駿河台1丁目8番11号
 福祉サービス運営適正化 委員会事務局 電話番号 03-5283-7020
 受付時間 午前8時30分～午前12時 午後1時～午後5時
 (土・日・祝日、年末年始は休業)

備考 上の事項は例示であるので、これにかかわらず適宜項目を追加し、その内容について具体的に記載してください。

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

サービス種類		放課後等デイサービス、児童発達支援										事業所・施設名										脳を育てる運動療育センター ピースマイル		中神教室									
定員		10																															
職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数
			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日			
管理支援児童発達支援管理責任者	常勤・兼務	高泉 いずみ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	1.0		
保育士	常勤・専従	河村涼子	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	160	40.0	1.0		
児童指導員	非常勤・専従	間嶋雅子	6	6				5	5						5	5						5	5					42	10.5	0.2			
児童指導員	非常勤・専従	河野友則	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	128	32.0	0.8			
児童指導員	非常勤・専従	三浦恭子	6	8					8						5	8							5	8				53	13.2	0.3			
児童指導員	非常勤・専従	平石千春	8					8					8							8			8					64	16.0	0.4			
児童指導員	非常勤・専従	松下楓奈		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	128	32.0	0.8			
指導員	非常勤・専従	木村俊夫	5	5				5	5						5	5						5	5					40	10.0	0.2			
指導員	非常勤・専従	堀田香理		5					5															5				20	5.0	0.1			
指導員	非常勤・専従	原美沙子	8	8				8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	96	24.0	0.6			
指導員	非常勤・専従	細谷綾乃					5						5														5	20	5.0	0.1			
指導員	非常勤・専従	中島智美	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72	18.0	0.4			
合計			35	30	35	37	32	32	0	34	29	34	37	32	32	0	34	29	34	37	32	32	0	34	29	34	37	32	32	0	983	245.7	5.9
1週間に当該事業所・施設における常勤職員の勤務すべき時間数			40																														
営業時間			4	4	4	4	7.5			4	4	4	4	7.5			4	4	4	4	7.5			4	4	4	4	7.5			110		
サービス提供時間			4	4	4	4	7.5			4	4	4	4	7.5			4	4	4	4	7.5			4	4	4	4	7.5			110		

注1 本表はサービスの種類ごとに作成してください。

注2 「人員配置区分」欄は、報酬算定上の区分を記載し、「該当する体制等」欄は、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる体制加算等の内容を記載してください(この際、(別紙1)「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」の記載内容と同様に記載してください。)

注3 「職種」欄は、直接サービス提供職員に係る職種を記載し、「勤務形態」欄は、①常勤・専従、②常勤・兼務、③非常勤・専従、④非常勤・兼務のいずれかを記載するとともに、加算等に係る職員の加配を区分した上、それぞれ1日あたりの勤務時間を記載してください。

注4 算出に当たっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。

注5 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。

注6 各事業所・施設において使用している勤務割表等(変更の届出の場合に変更後の予定勤務割表等)により、届出の対象となる従業者の職種、勤務形態、氏名、当該

参考様式

協力医療機関について

脳を育てる運動療育センター
ピアスマイル 中神教室

所在地 東京都昭島市朝日町一丁目4番3号2階B

1	医療機関名	医療法人徳洲会 東京西徳洲会病院
	所在地	東京都昭島市松原町三丁目1番1号
	診療科名	小児科
2	医療機関名	医療法人社団 大日会 太陽こども病院
	所在地	東京都昭島市松原町一丁目2番1号
	診療科名	小児科
3	医療機関名	
	所在地	
	診療科名	

※協定書の写しも添付してください。

児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

令和4年1月20日

東京都知事 殿

申請者 所在地 東京都日野市多摩平四丁目1番14号

名称 きずな株式会社

代表者 住所 東京都渋谷区上原二丁目19番19号

氏名 代表取締役 甲田久史 印

当法人(裏面に記載する役員等を含む。)は、下記に掲げる児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【児童福祉法第21条の5の15第3項各号の規定】(一部要約)

- 1 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
- 2 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
- 3 申請者が、第21条の5の19第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 4 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。
- 5 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で定めるもの(※)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。

- (※) 精神保健福祉士法、公認心理師法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者総合支援法、認定こども園法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、特区法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)
- 5 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることとなるまでの者であるとき。
- 6 申請者が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- 7 申請者と密接な関係を有する者が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
- 8 (削除)
- 9 申請者が、第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものとき。
- 10 申請者が、第21条の5の22第1項の規定による検査が行われた日から職関決定予定日までの間に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出をした者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものとき。
- 11 第9号に規定する期間内に第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人の役員等又は当該届出に係る法人でない者の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 12 申請者が、指定の申請前5年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 13 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 14 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

*必ず表裏を両面印刷により使用してください。

台帳記載事項証明

下記のとおり相違ないことを証明いたします。

記

- 1 建築敷地地名地番 昭島市朝日町1-1204-47
- 2 建物の用途 店舗及び事務所併用共同住宅

敷地面積	419.1000 m ²
建築面積	122.1500 m ²
延べ面積	589.0800 m ²
構造	鉄骨造
階数	地上 5階 地下 1階

3 確認済証発行年月日番号

平成4年5月27日

4 建築主氏名 座安 英一

5 検査済証発行年月日番号

記載なし

平成27年11月11日 27多建建一証第 2473号

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博